

## “地域ブランド”で差別化は韓国でも・・・ 「KIPRIS で調査！韓国の地理的表示団体標章の出願実態」

日本国特許庁では、いわゆる地域ブランドについて登録案件リストや統計情報を適宜公表しており、つい最近も 6 月 4 日に追加分などを明らかにしています。

今回は、我が国より約 1 年早く地理的表示団体標章の保護制度を導入した韓国の関連制度をご紹介しますながら調査・分析結果を報告します。

まず、地理的表示の概念についてですが、広い意味で地理的表示 (geographical indication) というのは、一般的にソース表示 (indication of source) と、原産地呼称 (appellation of origin) の両者の概念の両方を含む上位概念で、一定の商品が特定の地域で生産したことを示す言葉、シンボル、色彩や図柄を示すもの (パリ条約第 1 条) という出所表示機能と、商品の品質が自然であり、人為的なものを含む地理的環境に基づく場合に限り、その商品が特定の地域で生産されたことを示す名称 (リスボン協定第 2 条第 1 項) という原産地表示としての意義を有しています。

地理的表示の保護制度は、アメリカ、日本、韓国のように団体商標又は証明標章制度で保護するものと、EC のように原産地名称の保護及び地理的表示の登録のための特別な保護するものに大別されますが、韓国は、2004 年の改正商標法 (2004 年 12 月 31 日 法律第 7290 号) により、2005 年 7 月 1 日から、「地理的表示」を団体標章として保護しています。

「地理的表示」は、単なる地名ではなく、特定の品質、評判、その他の特性を持っており、その品質が地域の気候、土壌、地形などの地理的環境に起因した場合にその商品が生産、製造又は加工された領域を示す表示であり、言い換えると、他の地域と区別される品質や評判などの特性がその地域の気候、土壌、地形などの自然条件や伝統的な生産手法等の人的条件が含まれている地理的環境から、本質的に始まっている場合に、その地域で生産、製造又は加工された商品であることを示す表示です。

ここで、あまり知られていない韓国における地理的表示保護制度について、概要を紹介します。

### (1) 商標法上の地理的表示団体標章

これは、歴史的な名声や、独特の品質を持っている地域特産品の商品名を権利として保護し、地域経済の活性化と特産品ブランド開発を促進するという国内

事情と、国際的に地理的表示の保護強化に対応し、国内の地理的表示が外国でも保護される基盤が整備されていることから導入されたものと思われます。

登録要件としては、一定の地域に地理的表示商品の生産・製造または加工することを業とする者のみで構成された法人を出願人とし、農産物・水産物・その加工品などの商品（サービス業を除く）を保護対象としています。

さらに、地域で生産・製造又は加工された商品は、他の商品と差別される品質・名声などの商品特性があり、自然・人的要素など地理的環境のいずれかの商品特性間の関連を証明していれば、地理的表示商品の生産・製造又は加工された地域名は必ずしも行政上の名称に限定されません。

誰でも出願公告日から2ヶ月以内に異議申し立てが可能です。登録の効果としては、地理的表示団体標章権者に独占排他権の付与、侵害者に対して使用禁止、損害賠償などの請求可能（10年存続、10年ごとに更新）となります。

ただし、自分の氏名（商号）、性質表示、同音異義語地理的表示団体標章、先願登録商標等には、効力はありません。

## （2）農水産物品質管理法上の地理的表示

これは、国際的な地理的表示の保護の動き（1995年WTO TRIPs）に対応し、農産物の品質の向上と地域特化産業としての育成と消費者保護のため（農水産物品質管理法：1999年7月1日）により、導入されたようです。

2009年6月には、農産物品質管理法を改正し、侵害差止請求権、損害賠償請求権、審判委員会の設置根拠などに反映させるとともに、地理的表示の知的財産権として独占排他権を付与しています。

申請者は、登録申請書を作成し、地理的表示の管理機関長（国立農産物品質管理院長、山林庁長）に提出、地理的表示の管理機関長は、申請日から15日以内に地理的表示の登録審査小委員会に審査要求することになります。

### ①消極的な登録要件（商標と同一の論理構造）

- 登録された他人の地理的表示と同一・類似
- 商標法に基づき、先出願があるか、登録された他人の商標と同一・類似
- 国内で広く知られている他人の商標と同一・類似

### ②積極的な登録要件（地理的表示団体標章と同様）

- 商品の優秀性が国内外で広く知られているか否か
- 商品の評判やその他の特性は、特定地域の生産環境的要因や人的要因に起因するか否か
- 申請法人が、商品等の生産者の参加を制約せず、法人が継続的に維持・発展できるか否か

誰でも登録申請公告日から2ヶ月以内に、地理的表示の管理機関長に異議の申し立てが可能であり、地理的表示の管理機関長は、地理的表示の登録審議小委員会の審査を経て処理しているようです。

調査などの事後管理の結果、違反が発生すると、地理的表示品に対して是正命令、表示停止、登録解除が可能であり、取り消しなど行政処分に従わない者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金が課せられます。

本題に戻りまして、今回は KIPRIS で 2013 年 5 月までに依頼された地理的表示団体標章の検索結果を集計しましたが、KIPRIS では以下のような権利区分や類型、リーガルステータスなどを指定し、フィリタリング検索することが可能で、簡単な統計を行うのに便利です。

#### (i) 권리구분 (権利区分)

商標(40)、サービス標(41)、業務標章(42)、団体標章(43)、**地理的表示団体標章(44)**、商標/サービス標(45)、証明標章(47)、国際登録商標(マドリッド)の中から検索しようとする項目を選択します。전체(全体)を選択すると、すべての範囲で検索できます。

#### (ii) 유형 (類型)

문자상표 (文字商標) : 文字のみで構成された商標

도형상표 (図形商標) : 図形のみで構成された商標

복합문자 (複合文字) : 文字に図形が結合された商標

도형복합 (図形複合) : 図形内/外文字列が存在する商標

소리상표 (音商標) : 音(BGM, 音声など)による商標

냄새상표 (匂い商標) : 匂い(香り付パッチ/香り付インク等と結合)による商標

#### (iii) 행정처분 (行政処分)

行政処分は、出願、公告、拒絶、登録、消滅、無効、取下、放棄のうちから検索しようとする範囲を選択します。全体を選択すると、すべての範囲で検索できます。

ヒットした 316 件の分析結果は以下のとおりです。

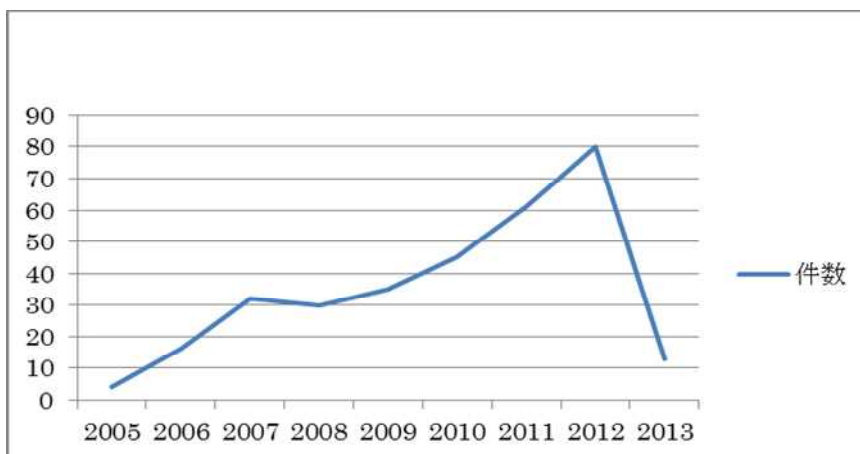
○表 1 : 類型別集計

類型	件数
文字商標	190
複合文字	11
図形商標	0
図形複合	115
音声商標	0
匂い商標	0
合計	316

○表 2 : リーガルステータス集計

状態	件数
出願	82
公告	20
登録	176
拒絶	34
放棄	3
消滅	1
合計	316

○図 1 : 出願年度別件数推移



※2013年は5月分までを検索対象としています。

出願年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
件数	4	16	32	30	35	45	61	80	13	316

○表 3 : 商品区分別集計

分類	内容	件数	比率(%)
2	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品	4	1.07%
5	薬剤	4	1.07%
14	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計	1	0.27%
16	紙、紙製品及び事務用品	3	0.80%
18	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具	1	0.27%
19	金属製でない建築材料	2	0.53%
20	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの	2	0.53%
21	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品	6	1.60%
24	織物及び家庭用の織物製カバー	8	2.13%
25	被服及び履物	2	0.53%
27	床敷物及び織物製でない壁掛け	2	0.53%
29	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物	122	32.53%
30	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料	40	10.67%
31	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料	160	42.67%
32	アルコールを含有しない飲料及びビール	6	1.60%
33	ビールを除くアルコール飲料	12	3.20%
合計	*****	375	100.00%

○表 4 : 自治体別集計

自治体名	件数	比率(%)
ソウル特別市	1	0.32%
世宗特別自治市	0	0.00%
釜山広域市	5	1.61%
大邱広域市	3	0.96%
仁川広域市	4	1.29%
光州広域市	4	1.29%
大田広域市	0	0.00%
蔚山広域市	5	1.61%
京畿道	9	2.89%
江原道	32	10.29%
忠清北道	13	4.18%
忠清南道	35	11.25%
全羅北道	35	11.25%
全羅南道	82	26.37%
慶尚北道	40	12.86%
慶尚南道	35	11.25%
済州特別自治道	8	2.57%
合計	311	100.00%

○表 5：外国出願人の状況

国名	件数	標章(リーガルステータス)
中国	1	鎮江香醋(登録)
イタリア	4	BAROLO(登録) BARBARESCO(登録) BRUNELLO DI MONTALCINO(登録) PROSCIUTTO DI PARMA(拒絶)

○特記事項

図 1 のとおり、出願件数は増加傾向にあり、我が国同様に地域活性を目指して関心が高まっているものと思われます。

表 1 のように、文字或いはその組み合わせなどの標章が 6 割以上と圧倒的に多いのですが、図形を組み合わせたものも見受けられます。

また、表 3 のとおり、陸産品 (42.67%)、加工食品 (野菜等 : 32.53%)、加工食品 (動植物 : 10.67%) が上位を占め、飲料・酒類、織物などがこれに続いて多くなっています。

自治体別集計では、表 4 のように、2012 年 7 月 1 日に再編によって新たに発足した自治体である世宗特別自治市と、韓国特許庁が所在する大田広域市を除く各地域から出願されています。

外国出願人については、我が国でも、鎮江香醋、カナダポーク、PROSCIUTTO DI PARMA が登録されましたが、表 5 のとおり、PROSCIUTTO DI PARMA は韓国で拒絶されており、経過情報を詳しく見ると、拒絶理由通知に対する応答もせず拒絶決定がなされていました。

最後に、こんな登録案件もありましたので、ご紹介まで。



上記は、独島に因んだ地域ブランド (荣螺、鮑) のようです。